

平成 18 年 8 月 14 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

平成 18 年 4 月改定関係 Q & A（Vol.7）の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、平成 18 年 4 月改定関係 Q & A（Vol.7）を作成しましたので送付いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

平成18年4月改定関係Q & A (Vol.7)

※本Q & Aは、訪問介護の特定事業所加算に係るこれまでの質問事項等をまとめたもの。

【訪問介護の特定事業所加算について】

- 1 重度対応要件のうち「利用実人員」の総数に占める要介護4及び要介護5の者の数の割合が20%以上」の具体的な算定方法如何。

(答)

- 1 訪問介護に関する特定事業所加算の算定要件の1つである「重度対応要件」については、要介護4及び5のいわゆる重度者の占める割合が2割以上であることとされているが、その算定方法については、重度者に対し頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、利用回数も勘案して計算することとする。
- 2 したがって、例えば、下記表のような利用状況の訪問介護事業者の場合、重度者の割合の計算方法は、次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} & \cdot 28 \text{回} \div 98 \text{回} = 0.2857 \cdots \\ & = 28.6\% \end{aligned}$$

※この場合、「20%（2割）以上」の要件を満たす

	要介護度	5 月	6 月	7 月	3 ヶ月計
A	要支援 1	4 回	4 回	4 回	1 2 回
B	要支援 2	4 回	4 回	4 回	1 2 回
C	要介護 1	4 回	6 回	4 回	1 4 回
D	要介護 2	4 回	6 回	6 回	1 6 回
E	要介護 3	4 回	6 回	6 回	1 6 回
F	要介護 5	8 回	1 0 回	1 0 回	2 8 回
利用者合計 6 人				合計	9 8 回

2 訪問介護事業所に係る特定事業所加算の「人材要件」のうち、「すべてのサービス提供責任者について、5年以上の実務経験を有する介護福祉士であること」との要件については、介護福祉士資格を取得する前の介護の経験を含むものとして取扱ってよいか。

(答)

特定事業所加算の人材要件の1つとして、「指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が5年以上の実務経験を有する介護福祉士であること」との要件については、在宅や施設を問わず、「介護業務に従事した期間」を意味するものであり、介護福祉士資格を取得した

後の実務経験年数を求めているものではない。

したがって、介護福祉士資格を取得する前の介護の経験を含むもとして差し支えない。

3 訪問介護事業所における特定事業所加算の「重度対応要件」の算定について、3月平均で2割を超えていればよいのか。

(答)

要介護4及び5の重度者の占める割合が2割以上である必要があるが、その基準については3ヶ月平均の利用実績により計算することとしている。したがって、仮に特定の月について2割を下回ったとしても、3ヶ月平均で計算して2割を超えていれば差し支えない。

なお、この要件については、申請に係る月の直前3ヶ月についてだけでなく、加算を取得している期間中は常に3ヶ月平均で2割以上を維持することが必要となる。